

神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等により財務面で困難を抱える「子ども食堂」の活動継続を支援するため、団体等に対し、神奈川県が予算の範囲内で「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」（以下「協力金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 子どもたちに対し、無料又は低額（実費相当額）で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子どもと地域をつなげるボランティア活動をいう。
- (2) 子どもの居場所 子ども食堂のほか、子どもたちに対し、無料で学習支援教室を開催するなど、子どもたちの身近な地域で実施するボランティア活動をいう。
- (3) 活動拠点 子ども食堂の主たる活動の場所又は施設（市区町村域で1か所）をいう。

(支給対象者)

第3条 協力金の支給対象者は、神奈川県内で子ども食堂の活動を行う団体又は個人のうち、次に掲げるいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 食品衛生法上の営業許可を取得又は保健所へ届出を行っている、もしくは、定期的に保健所等へ相談するなど、衛生管理を適切に行っている者。
- (2) 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等から食事の提供を受ける者。

(支給要件)

第4条 協力金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。
- (2) 令和7年4月から申請日前日までに1回以上の活動実績及び申請日以後令和8年3月までに1回以上の活動計画があること。
- (3) 神奈川県内の子ども子育て総合情報サイト「子育て支援情報サービスかながわ」に登録すること（既に登録している者は除く。）。
- (4) その他感染症対策のために必要な措置を講じること。

(協力金の支給額)

第5条 協力金の支給額は、4万円とする。ただし、協力金の支給を申請する者が、神奈川県内に複数の活動拠点を有する場合は、活動拠点ごとに協力金を支給することができる。

2 前項の協力金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(協力金の申請)

第6条 協力金の支給を申請しようとする者は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動計画書（第2号様式）

- (2) 神奈川県子ども食堂応援事業協力金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- (3) 直近の活動状況が分かる写真等
- (4) 「子育て支援情報サービスかながわ」への情報掲載依頼書兼誓約書

(協力金支給の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、協力金を支給することを決定した場合は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給決定通知書（第3号様式）により、協力金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金不支給決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

(協力金の支給)

第8条 知事は、前条により協力金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に協力金を支給するものとする。

(活動の報告)

第9条 支給決定者は、協力金の支給を受けた日から起算して60日以内に神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動報告書（第5号様式）を県に提出しなければならない。

2 前項の活動報告書の提出は、支給決定者が運営するホームページ、ソーシャルネットワークサービス等を用いて、活動報告書に記載すべき事項をインターネット上で発信することにより代えることができる。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、協力金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ協力金の支給を受けようとする者又は協力金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、協力金の支給決定を取消すことができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第9条の規定による活動の報告を行わなかつたとき。

(3) 支給決定者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(協力金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに協力金を支給しているときは、期限を定めて、支給した協力金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年8月19日から施行し、令和4年4月27日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定を適用する場合においては、改正前の要綱の規定に基づいて支給された協力金は、改正後の要綱の規定による協力金の内払とみなし、その差額に相当する額を協力金として支給する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。